

## 令和6年度さいたま市教科用図書選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)並びに、市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての採択基準等について(令和6年4月26日付け教義指第108号)及び埼玉県教科用図書採択地区の設定(平成31年2月22日埼玉県教委告示第6号)により、第一採択地区内の市立中学校において使用する教科用図書について意見を聴取するため、令和6年度さいたま市教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 選定委員会は、委員6名をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充て、市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者 2名
- (2) 校長 3名
- (3) 学校教育部長

2 教科用図書の採択の公正確保を図るため、教科用図書等の編著作者又は編著作に関与した者は、選定委員になることができない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (所掌事務)

第5条 選定委員会は、令和7年度使用さいたま市立中学校用教科用図書に関して意見を述べるものとする。

### (庶務)

第6条 選定委員会の事務局は、市教育委員会事務局内に置く。

2 選定委員会に要する経費は、市教育委員会の負担とする。

(会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、市教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(設置期間)

2 選定委員会を置く期間は、市教育委員会における令和7年度使用さいたま市立中学校用教科用図書を採択する日までとする。